

令和 7 年度 豊島区立西池袋中学校 部活動に係る活動方針

学校における部活動の方針	豊島区教育委員会の「豊島区立中学校部活動ガイドライン」に則り、望ましい部活動の在り方を実現し、本校生徒の健全育成を目指す。 ○スポーツや文化に親しませることで、学習意欲の向上や責任感、連帯感、社会性、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の育成を図る。 ○生徒の自主的・自発的な参加により行い、学校の教育活動との関連が図られるようにする。 ○合理的・効果的な指導により、生徒の健康管理や事故の防止、体罰の防止を徹底する。
適切な休養日等の設定方針	①休養日の設定：週あたり 2 日以上休養日を設定する。原則として平日に 1 日、週休日に 1 日を休養日とし、公式戦等で休養日が確保できなかった場合には、他の日に振り替える。 ②休養期間の設定：定期考査前の 1 週間。 ③長期休業中の休養日：1 週間以上の長期休養日を設ける。 ④ 1 日の活動時間：平日は 2 時間程度、週休日（祝日等を含む）及び長期休業中は大会を除き 3 時間程度とする。 終了時間は 17：45※とする。 (※正門を出る時間) ⑤その他：公式戦への参加日及び 1 週間前が休養期間と重なる場合は、練習時間は 1 時間程度とし、平常の活動日の範囲で実施可能とする。ただし、保護者・生徒の同意を得る。
設置されている 運動部活動名、★R7 新設	・野球部 ・サッカー部 ・ソフトテニス部 ・バスケットボール部 ・バドミントン部 ・女子バレーボール部 ★ダンス部
設置されている 文化部活動名	・吹奏楽部 ・美術部 ・将棋部 ・日本文化部 ・英語部 ・創作部